

第116回米子市農業委員会農地部会議事録 (概要)

招集年月日 平成26年11月6日(木)

招集場所 米子市役所 第401会議室

開 会 午後1時30分

出席委員

1番	小林 秀美委員	2番	山中 春夫委員	3番	三島 通政委員	4番	赤木 勇夫委員
6番	中本 公平委員	7番	吉澤 一誠委員	8番	安田 浩委員	9番	足立 寛隆委員
10番	遠藤 泰三委員	11番	池口 稔委員	12番	松林 貢委員	13番	安田 浩史委員
14番	高橋 敦美委員	15番	森中 喜輝委員	16番	矢倉 篤實委員	17番	大太 年廣委員 (部会長)

欠席委員 5番 井田 律子委員

事務局 田村事務局長 大許事務局長補佐 宅和主幹 山本主任 長谷川主任

日 程

- 1 農地法各条申請地現地調査
- 2 部会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議事
  - (1) 農地法各条申請審議等
    - ア 第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
    - イ 第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
    - ウ 第29号 米子市農用地利用集積計画の決定について
- 5 報告事項
  - (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
  - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

- (3) 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議会議員の事務報告
- (7) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地現地調査)

議長 (大太委員)

では、改めまして第116回農地部会を開催いたします。

そうしますと最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (大太委員)

それでは、議席番号7番の吉澤一誠委員と、議席番号8番の安田浩委員にお願いしたいと思います。また本日の欠席は井田律子委員で、農業委員女性会の中四国ブロック研修会に参加されているようです。高西会長も欠席です。

それでは審議に入ります。初めに、3ページの議案第27号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ、番号34の河岡について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (山本主任)

失礼します。番号34の河岡について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は95aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に

不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします

議長（大太委員）

地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

14 番（高橋委員）

譲受人が、規模拡大のため売買で農地 4294 m<sup>2</sup>を取得しようとするものです。許可要件については、特に問題ないと思われま  
るのでよろしくお願ひします。

議長（大太委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。ないようですので、そ  
ういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、  
許可と決定いたします。

続きまして、番号 35 の古市について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号 35 の古市について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は、162 a となります。別紙  
3 条申請理由のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に  
不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします

議長（大太委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

1 2 番（松林委員）

今説明があったとおりですが、これは、2 筆が田んぼで、1 筆が畑ですが、現在は全部が畑として管理しておられますのでよ  
ろしくお願ひします。

議長（大太委員）

事務局説明と地元委員さんからの報告がございました。ご意見、ご質問等がございますか。

議長（大太委員）

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号 36 の泉について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主任）

失礼します。番号 36 の泉について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲渡人が、共同経営している大山観光農園の農地、自分の持分 2 1 分の 1 の農地を、後継者の息子に贈与しようとするものです。取得後の経営面積は 635 a となります。別紙 3 条申請理由のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします

議長（大太委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

6 番（中本委員）

大高の中本です。36 番につきましては事務局から説明がありましたように、譲渡人が息子にあたる譲受人に 21 人で共有している農地、40533 m<sup>2</sup>の持分を贈与しようとするものです。現時点におきましては梨園として管理しております。

許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（大太委員）

事務局説明と地元委員さんからの報告がございました。ご意見、ご質問等がございますか。

ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、5 ページの議案第 28 号をお願いいたします。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第 15 条第 2 項において準用する、第 7 条第 2 項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6 ページ、番号 33 の福万について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

#### 1 4 番（高橋委員）

33 番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。本件は、一番最後に、現地調査に行きました所で、福万の畑で面積は 72.8 m<sup>2</sup>です。本計画については、売電収入を見込んで、隣接している土地、これは宅地となっていますが、146.54 m<sup>2</sup>と農地の一部を太陽光発電施設の敷地として転用したいという申請ですが、転用後には農地の一部 71.8 m<sup>2</sup>を分筆及び地目変更登記を行うことも、申請人から提出を受けた事業計画書に記載しており、本人から直接口頭でも確認済みです。実行組合の排水同意もあります。概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地に該当すると思われませんが、主に農地以外の土地を活用し、第 1 種農地を転用する面積が全体の計画面積の 3 分の 1 以下であるため、許可の基準は満たしていると思われま

す。また太陽光発電施設は建築物には当たらないため、開発許可はいらぬことを確認しています。

転用について問題はないと思われま

#### 議長（大太委員）

ただいま番号 33 について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませぬか。先月問題になっていました太陽光発電ですがご意見、ご質問等ありませぬか。

そうしますと、採決をしたいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号 34 の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

#### 8 番（安田浩委員）

34 番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は現地調査の 1 番目に行きましたところで、彦名町の田で面積は 317 m<sup>2</sup>です。

申請人は、申請地の近くで自動車販売業を営んでいるが、自動車を置いておく場所が足りないため、道路に面している雑種地 659 m<sup>2</sup>を含めて駐車場の整備を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地に該当すると思われま

の土地を活用し、第1種農地を転用する面積が全体の計画面積の3分の1以下であるため、許可の基準は満たしていると思われる。

申請地は市街化調整区域ですが建物を建てないため、開発許可はいらぬことを確認しています。

転用について問題はないと思われますのでよろしくお願ひします。

議長（大太委員）

ただいま番号34について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませぬか。

ないようですので採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願ひいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号35の両三柳について、地元委員さんから説明をお願ひいたします。

2番（山中委員）

35番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、現地調査の2番目に行きました所で、両三柳の畑で、面積は334㎡です。申請人は家族5人で近くの県営住宅で生活していますが、子どもたちが大きくなり、手狭になってきたため申請地に住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

住宅・公共施設が連たんしている区域に近接するため問題はないと思ひます。その規模が10ヘクタール未満の区域内にある農地で、第2種農地に該当すると思ひれます。

市街化調整区域の建築許可については、都市計画法第34条11号に該当する見込みがある事を確認しています。

転用について問題はないと思ひれますので審議をよろしくお願ひします。

議長（大太委員）

地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませぬか。

ないようですので、そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願ひいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、適当である旨の意見を付すことといたします

続きまして、番号36の古豊千について、地元委員さんから説明をお願ひいたします。

15 番（森中委員）

36 番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は 8 月の農地部会の農振農用地の除外申請の時にバスで現地調査をした土地です。分家住宅ということで、農振農用地の除外について皆さんにご審議いただいた、古豊千の畑で、転用面積は 333 m<sup>2</sup>です。

申請人夫婦は、現在、実家で生活していますが、長男が結婚して、更に 8 月の農地部会以降に、この持ち主の父親が死亡したこともあって、早く帰って後を継ぎたいということから、実家の農業を引き続き手伝えるよう、家の近くの申請地に住宅の建築を計画したものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。

また、市街化調整区域の建築許可については、都市計画法第 34 条 12 号に該当する見込みがある事を確認しています。

議長（大太委員）

ただいま地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

ないようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、7 ページ、議案第 29 号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、決定を求めます。

今月は利用権設定が 13 件ございます。

審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第 24 条第 2 項に基づき、この案件の当事者である三島委員の退席を求めます。

（三島委員退席）

議長（大太委員）

そういたしますと、10 ページ、番号 11-1 について事務局説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

失礼します。今月は田に関するものが 17 件、27,858 m<sup>2</sup>、畑に関するものが 19 件、6,743 m<sup>2</sup>あります。番号 11-1 は再設定でござ

ざいます。

議長（大太委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

異議がないようですので、決定といたします。番号 11-1 の審議を終了しましたので、三島委員の着席を求めます。

（三島委員着席）

議長（大太委員）

それでは、利用権設定各筆明細について、7 ページ番号 11-2 から 12 ページ番号 11-13 までを一括して審議いたします。

そうしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

失礼します。番号 11-2 から番号 11-4 は再設定でございます。

番号 11-5 から番号 11-6 は貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、705 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 11-7 は、再設定でございます。

番号 11-8 から番号 11-9 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、752 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 11-10 は、再設定でございます。

番号 11-11 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、120 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 11-12 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、120 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 11-13 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、176 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

議長（大太委員）



ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そうしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定といたします。

議長（大太委員）

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

14 ページ、(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について、番号 17 から番号 19 の 3 件を受理しております。

続きまして、15 ページ、(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について、番号 26 から 17 ページ番号 36 までの 11 件を受理しております。

続きまして、18 ページ、(3) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、番号 22 から番号 24 の 3 件を受理しています。

続きまして、19 ページ、(4) 非農地現況証明について、番号 20 から番号 36 の 17 件を証明しています。

続きまして、23 ページ、(5) 農地転用現況確認書交付について、番号 45 から番号 51 の 7 件を交付しています。

以上で報告を終わりますが、最後の会長の報告ですが会長がご欠席ですので、事務局から報告をお願いします。

事務局（田村事務局長）

（事務局から報告）

議長（大太委員）

有難うございました。ご質問等ありますか。ないようですのでその他のほうで事務局から説明があるようです。

事務局（大許事務局長補佐）

（事 務 連 絡）

議長（大太委員）

それでは事務局からの連絡事項が終わったようですので、これを持ちまして、第 1 1 6 回農地部会を終了します。

閉 会 午後 3 時 5 3 分